

教 育 プ ラ ン

(一社) しんきん保証基金保証

(2024年8月1日現在)

1. 商品名	○教育プラン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満20歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格(下記 i もしくは ii に該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
3. お使いみち	○お申込人またはお申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ① 就学する学校等への1年分の納付金 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの。 ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。 ② 就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等。 ③ お申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等からお借入れされたローンの借換え資金(お借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※(一社) しんきん保証基金保証付教育カードローンは対象外。 ※①および②は、お申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金もお申込みいただけます。
4. ご融資形態	○証書貸付
5. ご融資金額	○1,000万円以内(1万円単位)
6. ご融資期間	○＜変動金利型＞2年超16年以内(1ヵ月単位) ○＜固定金利型＞3ヵ月以上2年以内(1ヵ月単位)
7. ご融資利率	○＜変動金利型＞、＜固定金利型＞よりお選びいただけます。 ※なお当初お選びいただいた金利型を変更することはできません。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○お借入期間中のご融資利率の変動について ＜変動金利型＞ 当金庫所定の新長期貸出最優遇金利を基準金利として、現在の基準金利と前回の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げする見直しを行います。第1回目のご融資利率の見直しは、お借入日から起算し2年目の応答日の属する月の1日を基準日とし、基準日現在の基準金利とお借入日時点の基準金利との差をもって行います。第2回目以降のご融資利率の見直しは、前回の基準日から起算し2年目の応答日の属する月の1日を現在の基準日として、基準日現在の基準金利と前回の基準日の基準金利との差をもって行い、2年ごとに見直しを行います。なお、見直し後のご融資利率は基準日の翌月の約定返済日の翌日から適用いたします。 ＜固定金利型＞ お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。

8. ご返済方法	○毎月元金均等または元利均等割賦返済とします。 ○お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。 ○元金返済据置期間は卒業予定月まで、かつ、4年7ヵ月以内とします。 ※具体的な返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。 また、当金庫ホームページでも返済額の試算が可能です。
9. 保証人・担保	○(一社)しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
10. 保証料	○ご融資利率に含まれますので別途必要ありません。
11. 団体信用生命保険	○ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 なお、団体信用生命保険は「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」からお選びいただけます。 ○詳しくは、当金庫本支店の窓口にお問合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課(9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865)にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他	○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。